

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
徴収等業務規程 令和４年４月１日施行 令和６年４月１日変更 （略） （納付金の納付の督促） 第１２条 本機関は、第１０条の規定による通知を受けた小売電気事業者等が、その納付期限までに納付金を納付しないときは、法第３４条第１項の規定により、督促状により期限を指定してその納付を督促する。 ２ 前項の指定する期限は、納付期限の日が属する月の翌月の１０日とする。ただし、第１０条第２項ただし書の規定により、翌月末日が徴収等業務の休日であり翌営業日が納付期限となる場合においては、当該納付期限の日が属する月の１０日とする。 （略） （系統設置交付金の額の算定） 第２７条 本機関は、前条第１項の規定により届出を受けた費用の額を<u>に</u>基づき、法第２９条第１項に規定する方法により、系統設置交付金の額の算定を行うものとする。 ２ 前項の系統設置交付金の額の算定は、法第２９条第１項に規定する方法により行う。 （略） 附則（令和６年４月１日） （施行期日） 本規程は、令和６年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 （新設）	徴収等業務規程 令和４年４月１日施行 令和６年４月１日変更 <u>令和 ８年●月●●日変更</u> （略） （納付金の納付の督促） 第１２条 本機関は、第１０条の規定による通知を受けた小売電気事業者等が、その納付期限までに納付金を納付しないときは、法第３４条第１項の規定により、督促状により期限を指定してその納付を督促する。 ２ 前項の指定する期限は、納付期限の日が属する月の翌月の１０日 <u>（１０日が徴収等業務の休日である場合においては、その翌営業日）</u>とする。ただし、第１０条第２項ただし書の規定により、翌月末日が徴収等業務の休日であり翌営業日が納付期限となる場合においては、当該納付期限の日が属する月の１０日 <u>（１０日が徴収等業務の休日である場合においては、その翌営業日）</u>とする。 （略） （系統設置交付金の額の算定） 第２７条 本機関は、前条第１項の規定により届出を受けた費用の額<u>に</u>基づき、法第２９条第１項に規定する方法により、系統設置交付金の額の算定を行うものとする。 ２ 前項の系統設置交付金の額の算定は、法第２９条第１項に規定する方法により行う。 （略） 附則（令和６年４月１日） （施行期日） 本規程は、令和６年４月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 <u>附 則（令和８年１０月１日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>本規程は、令和８年１０月１日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>